

(4) 国際宇宙基地搭乗員についての行動規範 (搭乗員行動規範)

I. 序説

A. 権限

この国際宇宙基地 (ISS) 搭乗員についての行動規範 (行動規範) は、下記に従って制定されたものである。

- (1) 1998年1月29日に宇宙基地の参加主体間で署名された、民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定 (IGA) 第11条 (搭乗員)
- (2) 搭乗員行動規範が参加機関により作成されることを求める、民生用国際宇宙基地のための協力に関するアメリカ合衆国航空宇宙局 (NASA) とカナダ宇宙庁 (CSA) との間、NASAと欧州宇宙機関 (ESA) との間、NASAと日本国政府 (GOJ) 並びにNASAとロシア宇宙庁 (RSA) との間の各了解覚書 (MOU) 第11条 (宇宙基地搭乗員)

B. 範囲及び内容

各参加機関は、軌道上における明確な指揮系統、地上における運営と軌道上における運営との間の明確な関係及び運営上の階層を定め、宇宙における及び適当な場合には地上における作業及び活動のための基準を設定し、要素及び装置に関する責任を定め、規律上の規則を定め、物理的な安全及び情報の保全のための指針を定め、並びに宇宙基地指揮官に対し、すべての参加機関のために宇宙基地上で安全措置、物理的な安全及び情報の保全のための措置並びに搭乗員救助のための措置をとる適当な権限及び責任を付与するため、この行動規範を作成し、承認した。この行動規範及び第IV項における規律上の方針は、IGA第22条の適用を制限するものではない。この行動規範は、他の参加機関の搭乗機会に先立つ初期組立段階に対応すべくNASAとRSAとの間のMOU第11条第2項に基づき作成されたNASA-RSA暫定行動規範を承継する。

この行動規範は、飛行前、軌道上及び飛行後の活動 (打上げ及び帰還フェーズを含む) において全てのISS搭乗員に適用される行動基準を定める。ISS搭乗員は、ISS飛行規則、規律上の方針、並びに自己の協力機関により課される要求又はISS搭乗員を輸送する地上・軌道間輸送機 (ETOV) に関する要求等、追加的な要求事項に従うものとする。ISS搭乗員は、そのような追加的な要求事項について知る権利を有する。また、ISS搭乗員は、訓練を提供する施設の規則、並びに多数者間搭乗員運用パネル (MCOP)、多数者間宇宙医学委員会 (MSMB) 及び多数者間医療パネル (MMOP) により特定される基準及び要求事項を遵守するものとする。各ISS搭乗員は、当該ISS搭乗員を提供する協力機関により、IGA、MOU及びこの行動規範の下でのISS搭乗員の責任について十分に知らされる。更に各ISS搭乗員は、当該ISS搭乗員を提供する協力機関により、搭乗員訓練課程及び定常運用活動を通して、ISS計画の規則及び運用上の指令並びに運営方針について教育される。飛行後の活動の完了は、この行動規範の第V項に定めるISS搭乗員の継続する義務に影響を及ぼさない。

C. 定義

本行動規範の適用上、

- (1) 「協力機関」とは、NASA、CSA、ESA、Rosaviakosmos (以前のRSA)、並びに日本の場合は、科学技術庁 (STA) 及びSTAを援助する機関である宇宙開発事業団 (NASDA) をいう。
- (2) 「搭乗員医師」とは、MMOPにより特定の期間に対し任命された宇宙飛行医師をいう。搭乗員医師は、主任医学担当者であり、全ISS搭乗員の健康と福利について主たる責任を有する。
- (3) 「規律上の方針」とは、行動規範の違反に対処し、規律上の処置を課するためにMCOPが作成する方針をいう。
- (4) 「ETOV」とは、地球とISSとの間を移動する地上・軌道間輸送機をいう。
- (5) 「飛行管理責任者」とは、ISSを管制中の飛行管理責任者のことをいう。
- (6) 「飛行規則」とは、飛行運用を管理するために参加機関が用いる規則の一組をいう。
- (7) 「ISS搭乗員」とは、ISSに飛行することを承認されたあらゆる者をいい、ISS滞在搭乗員及び訪問搭乗員の双方を含むもので、特定のミッションへの任命時より開始し、当該ミッションに関連する飛行後の活動の完了時に終わる。

II. 一般的な基準

A. I S S 搭乗員の責任

I S S 搭乗員は、行動規範に従わなければならない。よって I S S 搭乗員は、飛行前、軌道上、及び飛行後の活動期間中は、I S S 指揮官の命令、適用される全ての飛行及び I S S 計画の規則、運用上の指令、運営方針に従うものとする。これらは、I S S 搭乗員がアクセスする I S S の要素、装置、ペイロード及び施設（I S S 以外の施設を含む。）のすべての側面に亘る安全、健康、福利、保全及び他の運用上又は運営上の事項に関するものを含む。適用される全ての規則、規定、指令及び方針は、適当な手段を通じて I S S 搭乗員がアクセスできるものとなされ、MCOPにより調整される。

B. 行動の一般的な規則

I S S 搭乗員の行動は、搭乗員間の協調的かつ融合的な関係を維持し、かつ搭乗員とミッションの国際的で多文化的な性質について十分考慮した、相互作用的で、参加型の関係志向の手法により、適切な水準での相互信頼と尊敬を確保するものでなければならない。

いかなる I S S 搭乗員も、自己の行動によって、1) I S S の活動を実施する際に、特定の者又は機関に対して不当に優先的な待遇を与える、並びに／又は 2) I S S の参加主体、参加国又は協力機関の清廉性に係る公衆の信頼に悪影響を及ぼす、若しくは公共の場において、I S S の参加主体、参加国又は協力機関に悪影響を及ぼす結果となるような、またはそのような印象を与えるような態度で振る舞ってはならない。

I S S 搭乗員は、I S S の活動のためにアクセスする全ての財産を保護し及び管理しなければならない。そのような財産は、I S S の任務を遂行するために必要な場合を除いて改修し又は除去してはならない。I S S 搭乗員、I S S 要素、装置又はペイロードの緊急の安全を確保するために必要な場合を除いて、I S S 搭乗員は、そのような財産の改修又は除去の前には、まず飛行管理責任者の許可を得なければ成らない。

C. 地位の利用

I S S 搭乗員は、いかなる場合にも、自己のため又は他の者若しくは機関のために、金銭的な利益を含む私的な利益を動機として又はそのような動機によると思われるような態度により、I S S 搭乗員としての地位を利用してはならない。I S S 任務の遂行は、私的な利益を動機とするものとは見なされない。更に、I S S 搭乗員は、いかなる方法によっても I S S 搭乗員の地位を利用し、強制的に又は強制的と思われる態度により、他者に自己又は他の者若しくは機関に対して財政的利益を提供させてはならない。

D. 記念品及び個人的所有物

各 I S S 搭乗員は、以下に従うことを条件として、私的な利用のために記念品（旗、パッチ、記章及び同様の商業的な価値が少ない小物を含む。）を I S S 上に携行し及び保管することができる。

(1) 記念品は、権利ではなく好意により許可されるものであり、ペイロード又はミッション要求として考慮されるようなものではなく、底荷として考えられる程度のものであり、積荷目録上の制限、軌道上の積荷保管用の配分及び安全性の要件に従うものとする。

(2) 記念品は、売却し、売却のために移転し、私的な利益のために利用若しくは移転され又はいかなる商業的な若しくは資金調達のためのために利用され、若しくは移転されてはならない。その性質上、収集の対象となりやすいもの、又は I S S 搭乗員を提供する協力機関の意見として品位の観点から疑問を生じさせるような記念品は、許可されない。

I S S 搭乗員の個人的所有物、例えば腕時計といった物は、記念品とは見なされない。如何なる性質の個人的所有物も、搭乗員の個人的所有物に対する重量／容積の許容値の制約、I S S 搭乗員の協力機関の承認及び輸送を行う協力機関の承認、並びに安全性及び品位の観点からの検討の対象となることを前提に、許可される。

協力機関が、別の取決めとの関連において物品を I S S 上に飛行させ保管する場合は、当該物品は I S S 搭乗員の記念品とは見なされない。

III. I S S 指揮官の権限と責任、指揮系統及び軌道上での継承、地上と軌道上の運営上の関係

A. I S S 指揮官の権限と責任

I S S 指揮官は、以下に規定される指揮官に特有の規定に加えて、I S S 搭乗員として、この行動規範の他の箇所に規定される基準に従わなければならない。

I S S 指揮官は、搭乗員間の協調的かつ融合的な関係を維持し、かつ搭乗員とミッションの国際的で多文化的な性質について十分考慮した、相互作用的で、参加型の関係志向の手法により、適切な水準での相互信頼と尊敬を確保すべく努力する。

本項のいかなる規定も、MCOPがいずれの参加国の国民についてもISS指揮官として指名することができることに影響を与えるものではないことが確認される。

(1)飛行前及び飛行後の活動期間

ISS指揮官は、搭乗員の指導者であり、一人ひとりのISS搭乗員を一つの統合されたチームに作りあげる責任を負う。飛行前の活動期間中、ISS指揮官は、自己の権限の範囲内で、搭乗員を訓練課程及びミッション準備活動を通して指導し、かつ搭乗員がミッションに向けて適度に準備が整えられることを確保すべく努力し、ISS計画の訓練、医学、運用及び利用当局に対する搭乗員の代表として行動する。飛行後の活動期間中、ISS指揮官は、ISS搭乗員が必要とされる飛行後の活動を完了させることを確保すべく、必要に応じて当該当局と調整する。

(2)軌道上運用期間

(a)一般

ISS指揮官は、自己の権限及びISSの軌道上の能力の範囲内で、ミッション計画の実施及びISS搭乗員並びにISS要素、装置又はペイロードの安全の確保について責任を有し、これを達成するものとする。

(b)主な責任

ISS指揮官の主な責任は次の通り。1) 飛行管理責任者に指揮されたとおり、かつ飛行規則、計画及び手続きに従って、ISS内又はISS上における運用を実施すること。2) ミッションの成功裡の完了を確保するため、一つの統合されたチームとしてISS搭乗員の活動を指揮すること。3) 飛行管理責任者に対し、ISSの機体形状、現状、ISS内又はISS上における指揮上及びその他の運用上の活動（非常事態、又は緊急事態を含む）について、完全かつ正確に遅滞なく連絡すること。4) 運用及び利用に係るデータの物理的な安全及び情報の保全のための手順を執行すること。5) 秩序を維持すること。6) 搭乗員の安全、健康及び福利を確保すること（搭乗員の救助及び帰還を含む）。7) ISS要素、装置又はペイロードの保護のために必要な全ての合理的な行動をとること。

(c)権限の範囲

軌道上における活動のすべての段階において、ISS指揮官は、飛行管理責任者の権限と整合する範囲で、自己の責任を履行するために、合理的かつ必要ないかなる手段も用いる権限を有する。この権限は、第II項及び第IV項の規定に整合する形で行使されるものであるが、下記のものに対し及ぶ。1) ISS要素、装置及びペイロード。2) ISS搭乗員。3) ISS内又はISS上で起こるあらゆる種の活動。4) ISS搭乗員、ISS要素、装置及びペイロードの安全と福利を確保するために必要な場合は、ISS内又はISS上のデータ及び個人所有物。ISS指揮官の権限の範囲外のいずれの事項も、飛行管理責任者の範囲となる。

ISS指揮官によるこのような権限の行使については、可能な限り早急に、飛行管理責任者に照会されるものとし、飛行管理責任者は係る事項の更なる処置のために、適当な当局に照会するものとする。他のISS搭乗員は、一定のISS要素、装置、ペーロード又は任務に対し権限と責任を負うことはできるものの、ISS指揮官は依然として飛行管理責任者に対し、活動及びミッションの成功裡の完了について、最終的な責任を専ら負うものとする。

B. 指揮系統及び軌道上での継承

(1) ISS指揮官は、軌道上でのISS搭乗員の間における最高の指揮権を有する。ISS搭乗員の間における権限継承の序列は、飛行前にMCOPが決定するものとし、飛行規則において指揮権の変更の実施について規定する。

(2) ISS指揮官のETOV及びその他の指揮官との関係

飛行規則は、ETOV指揮官、救助機指揮官及びその他の指揮官の権限を定めるとともに、これらの指揮官の各々の権限及びISS指揮官の権限との関係を定規する。

C. ISS指揮官（軌道上運営）と飛行管理責任者（地上運営）の関係

飛行管理責任者は、ミッションを指揮する責任を有する。飛行管理責任者は、常に実時間でのISS運用の指揮を司る。ISS指揮官は、飛行管理責任者の指揮の下で飛行規則に従って働くことにより、ミッションの効果的な実施に最も適合した方法で軌道上の運用を実施する責任を有する。ISS指揮官は、自己の権限行使にあたり、不慮の事態に対処するため、又は搭乗員の安全及びISS要素、装置又はペイロードの保護に関連する緊急の措置を実施するため、あるいは危急な飛行運用を遂行するために必要な場合は、ISS搭乗員の定められた日課を変更することができる。その他の場合は、ISS指揮官は飛行管理責任者の指揮するところによりミッションを実施するものとする。ISS指揮官及び飛行管理責任者の特定の役割及び責任は、飛行規則において規定されるものとする。飛行規則は、ミッションに先立ち計画された決定を記述するもので、ミッション運用期間中に必要となる実時間での議論を最低限におさえるためのものである。

IV. 規律上の規則

ISS搭乗員は、MCOPにより作成、必要に応じて改訂され、多数者間調整委員会（MCB）により承認される、規律上の方針に従うものとする。MCOPは、最初の規律上の方針を作成し、MCBにより承認された。規律上の方針は、飛行前、軌道上及び飛行後の活動期間中、搭乗員の統制を維持することを企図するものである。規律上の方針は、本来一般的な管理上のものであり、行動規範の違反に対処することが意図されている。当該違反は、ISS搭乗員としての飛行割り当てに影響を与えうる。規律上の方針は、協力機関が、IGA及びMOUに従い、自己が提供するISS搭乗員に対して関連する法令、規則、方針及び手続きを適用する権利を制限するものではない。

V. 物理的な安全及び情報の保全のための措置

ISS搭乗員がアクセスする全ての装置及び物品の利用は、ISSの任務の遂行のために限定される。ISS搭乗員がISS活動の実施にあたり取得する、表示が付されるか又は別途指定される輸出管理の対象となっているデータ及び知的所有権の対象となるデータについては、自己のISSの任務の遂行のためのみに使用されるものとする。ISS上で初めて発生するデータについては、ISS搭乗員は、適当な協力機関により、又は協力機関を通じてデータ所有者又は提供者により、当該データの知的所有権上の又は輸出管理上の性格について助言されるものとし、当該データに表示を付してこれを保護し、当該保護に関する要求が継続する間引き続き保護を行うよう、指示が与えられるものとする。加えて、ISS搭乗員は、運用及び利用データ並びにISS利用者の知的所有権の保護に係るIGA及びMOUの規定に合致する態様で行動するものとする。また、ISS搭乗員は、係る保護の促進を目的とする適用されうるISS計画の規則及び運用上の指令並びに運営方針を遵守するものとする。

口頭又は文書もしくは電子的といった出所を問わず、全ての医学情報、私的な家族会議又はその他の私的な情報を含むISS搭乗員についての個人的な情報は、ISS搭乗員の緊急の安全又はISS要素、装置又はペイロードの保護のために必要な場合を除き、当該ISS搭乗員の承諾なく、いかなる目的においても他のISS搭乗員が利用又は開示してはならない。特に、すべての個人医学情報は、医療上の監視、調査又は医療上の緊急事態のいずれによるかを問わず、私的な医学データとして取り扱われ、MMOPにより規定される手順に従って、私的かつ安全が確保される方法で伝送されなければならない。この方法で取り扱わなければならない医学データは、例えば、生物学上の遠隔測定、私的な医療上の通信、医療上の調査に関するデータを含む。本節の規定は、ISS搭乗員による、ISS上のすべての医療上の資源、地上を基礎として実施される医療支援業務、又は当該ISS搭乗員本人の医学データに対するアクセスを制限するものと解釈してはならない。

VI. 有人研究被験者の保護

被験者の生命、健康、肉体的統一性又は安全を脅かすと、合理的な予見でもって認められる有人研究は、実施することはできない。

有人研究被験者としてのISS搭乗員に対する研究に係るいかなる処置も、以下のものがない場合は実施することはできない。1) 有人研究多数者間検討委員会（HRMRB）による書面による承認。2) 十分に通知された上で被験者の書面による同意書。このような承認及び同意は、当該研究の開始の前になされなければならない。HRMRBは、軌道上において新たに実験を開始する際に、全ての同意の要件が満たされているものの、被験者の署名が得られない場合の手続を定める。いずれにしても、全てのケースにおいて、被験者の明確な同意が要求される。

有人研究を進んで引き受けている被験者は、専ら自己の判断により、理由を提示する必要なく、不利益を被ることなく、また懲戒措置の対象になることなく、いかなる時でも参加への同意を取り下げることができる。また、研究が当該ISS搭乗員を危険にさらし又はミッションの成功を脅かすような場合には、研究の開始後を含むいかなる時でも、研究に対する承認又は同意は、HRMRB、搭乗員医師、飛行管理責任者又はISS指揮官により取り消すことができる。被験者本人による同意の取り消し又は上記の他の機関による承認の取り消しの決定は、最終的なものである。